平成２３年（フ）第１７７号
奈良県大和高田市築山14―３　サンプラザ築山206号室、住民票上の住所大阪府池田市上池田２丁目２番38号
債務者　二本柳有美こと　二本柳有美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
奈良県橿原市法花寺町59番地の１　朝日プラザ八木東503号
債務者　川畑　健次
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
奈良県北葛城郡河合町大字穴闇251番地　公営住宅泉団地302号、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町大字穴闇539番地８
債務者　内藤　泰典
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
奈良県大和高田市大東町５番９号
債務者　松村靴下工場こと　松村　精光
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
奈良県橿原市白橿町４丁目23番３―402号
債務者　寺本　幸恭
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
奈良県御所市大字東松本55番地の６、前住所奈良県御所市1270番地の１
債務者　松本　泰子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
奈良県御所市大広町193番５　サンビル303号、住民票上の住所奈良県御所市193番地の５
債務者　藤田　浩敏（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
奈良県大和高田市大字市場659番地の７
債務者　岡本　邦廣
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
奈良県磯城郡三宅町大字石見206番地の２
債務者　若松紀代子こと有嶋紀代子こと　有嶋紀代子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
奈良県橿原市今井町４丁目15番16号
債務者　松村　孝志
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地２―205
債務者　寺西佐由美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地40―202
債務者　辰己　正則
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地40―202
債務者　辰己　陽子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
奈良県橿原市見瀬町810番地　見瀬団地２―105号、前住所奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地322
債務者　橋本　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見5370番地の18　すさみ宿舎２号棟５階１号室
債務者　竹中　　正
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第４４号
三重県伊勢市竹ケ鼻町98番地107
債務者　西山　明美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第７０３号
青森市大字荒川字柴田173番地２
破産者　有限会社山王
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係